

# 笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

笠間市は地域活性化に資するため、本市におけるふるさと寄附金制度により多くの人の関心を引き寄せ、その魅力を最大限発信できるように取り組みを継続してきた。

市では、これまでの取組を踏まえた上で、より効率的かつ効果的な推進を図るため、特に事業者間の連携及び事業の企画運営に関する民間事業者の専門的なノウハウを活かすことが効果的であることから、様々な視点から企画提案を受け、最も適した事業内容と候補者選定のため公募型プロポーザルを実施するものである。

## 2. 事業概要

### (1) 委託業務の名称

笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務

### (2) 業務内容

笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務委託仕様書のとおり

### (3) 発注者

笠間市（政策企画部 企業誘致・移住推進課）

### (4) 委託期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日（予定）9ヶ月

※ 令和7年度以降の契約については、取り組みや実績等を勘案した上で、契約締結について協議を行うこととする。

## 3. 見積金額の限度額

### (1) 年額上限額

ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなびなど）を経由する年間寄附金額の**6%（税抜）**を上限とする。

なお、見積にあたっては、下記の想定から算出し、17,640,000円（税抜）を上限とする。

寄附額及び件数の想定：寄附額294,000千円 寄附件数20,000件

ワンストップ特例申請想定：6,000件（さとふる、三越伊勢丹分除く）

### (2) 一括業務委託の見積り範囲

業務委託の範囲は、前項の見積額以外に、返礼品発送や証明書等郵送に関わる費用を含むが、返礼品発送に関わる費用（返礼品代、配送料）に関しては別途支払うこととする。

#### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、参加表明書（様式1）の提出日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有しており、茨城県内に本社、支社又は営業所等を有する者若しくは常に連絡及び調整ができるような体制を整えている者であること。
- (2) 市が契約するポータルサイトの運用業務を代行できる者であること。  
ただし、一部ポータルサイトにおいては運用業務の一部を代行できる者であること。
- (3) ふるさと納税管理システムによる業務処理を行い、その処理状況を随時市と共有することが可能である者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（笠間市長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (6) 笠間市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 公告日から入札執行日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程（平成18年告示第21号）に基づく指名停止又は、笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成18年告示第27号）に基づく指名除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合は、その所在地）における市区町村税に未納がないこと。
- (9) 過去3年間に参加表明書を提出する者の本社、支社又は営業所において、個人情報の紛失・個人情報漏えい等の事件を起こしていないこと。
- (10) 過去5年間にふるさと納税寄附金制度に関する一括代行業務の受託実績が2件以上あること。
- (11) 財務状況等から本業務を遂行することができないおそれがないこと。

## 5. 日程

No	事 項	期間又は期日
1	公告	4月24日（水）
2	公募の実施	4月24日（水）～5月8日（水）17時まで
3	質問受付	4月24日（水）～5月8日（水）17時まで
4	質問回答期限	5月10日（金）17時まで
5	参加表明書・提案書提出期限	4月24日（水）～5月15日（水）17時まで
6	書類審査結果通知の発送	5月17日（金）
7	審査委員会	5月24日（金）
8	結果通知の発送	5月27日（月）
9	契約締結	5月下旬
10	業務開始	7月1日（月）～

## 6. 質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和6年4月24日（水）～5月8日（水）17時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式7）を使用し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール送信後、本市の担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。電話や口頭での質問は受け付けない。
- (3) 提出先 笠間市役所 政策企画部 企業誘致・移住推進課
- (4) 回答日 随時（質問回答期限 令和6年5月10日（金）17時まで）
- (5) 回答方法 電子メール及び市ホームページにて掲載する。その際、質問した事業者名は記載しない。なお、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が判断したものは、質問者のみに回答する。  
※ 回答の内容は、実施要領の追加又は修正とみなす。

## 7. 参加表明及び提案書等の提出について

- (1) 提出書類
  1. 参加表明書（様式1）
  2. 誓約書（様式2）
  3. 委任状（様式3） ※ 必要な場合のみ
  4. 会社概要（様式4） ※ 会社決算書を添付すること
  5. 受託実績表（様式5）
  6. 見積書（様式6） ※ 見積書は封印の上、提出すること。

## 7. 納税証明書の写し

本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合は、その所在地）における、証明年月日が公告日以降の市町村税の未納がないことを証明する証明書（令和4年・5年度分の納税証明書）の写しを提出すること。

## 8. 履歴事項全部証明書の写し

## 9. 提案書（任意の様式）

### <提案書の記載事項について>

笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務の運用方法、支援・保守体制、運用開始までのスケジュール（業務工程表）、寄附者に対する対応、返礼品（特典商品）の開発方法及び返礼品提供事業者支援方法、その他笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務委託仕様書の内容を踏まえた笠間市ふるさと寄附金制度に対する提案など。（独自の取り組みや提案を積極的に記載すること）

### <提案書の留意点について>

わかりやすい表現を意識し、必要に応じてイメージ図などを用いて作成すること。また、「笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務の運用方法、支援・保守体制」については、本業務における責任者やスタッフの配置等について記載し、人員体制についても明確にすること。

### (2) 提出方法について

- 提出期限 令和6年5月15日（水）17時まで
- 提出先 笠間市役所 政策企画部 企業誘致・移住推進課
- 提出部数 上記「1. 提案書～8. 履歴事項全部証明書の写し」については、各1部とし、「9. 提案書」については、7部提出すること。
- 提出方法 持参又は郵送とする。
  - ※ 郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着のみ有効とする。
  - ※ 提案書については電子メール等によりPDF形式データでも提出すること。

### (3) 提出書類の変更

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めないものとする。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）

### (4) 書類審査

参加資格要件や会社概要等により、適性を判断する。なお、候補業者が3者を超えた場合には、提案書、過去5年間のふるさと寄附金制度に関する一括代行業務の受託実績数及び見積金額を基に順位をつけ、上位3者を書類審査の通過者とする。書類審査の結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知する。

(5) 辞退等について

参加表明及び提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

## 8. 業務委託候補者の選定方法

選定に当たっては、笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案内容を公正かつ客観的に審査し、業務委託候補者を選定する。

(1) 委員会の開催

■ 開催日 令和6年5月24日（金）

- ・審査は約30分の説明、質疑応答は約15分の合計45分を持ち時間とする。
- ・説明順序は、参加表明書の受付の早い順に割り振ることとし、令和6年5月17日（金）に電子メールで通知する。

■ 場 所 笠間市役所又は市公共施設 ※ 詳細は、別途連絡します。

■ 内 容 事前に提出した提案書を用いてプレゼンテーションを行う。

- ・プレゼンテーションの会場には最大4名までの入室を認める。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した資料の説明を中心に実施すること。
- ・笠間市ふるさと寄附金制度一括代行に関する操作のデモンストレーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションに用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは、当市で用意する。パソコン、その他プレゼンテーションに必要なものがあれば参加者が用意すること。なお、インターネット接続環境は参加者側で用意すること。

(2) 審査方法

審査委員がプレゼンテーションの内容及び提案書、見積書などを「笠間市ふるさと寄附金制度一括代行業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」（別紙）に基づき評価し、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。

※ 提出書類の作成及びプレゼンテーションに要した費用等は、参加事業者が負担するものとする。

## 9. 審査結果

(1) 通知日 令和6年5月27日（月）

(2) 通知方法 文書で通知日に発送

(3) その他 審査内容は非公開とし、審査結果に対する問合せや異議申立ては一切受け付けない。

## 10. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 提出期限後に書類の提出があった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 実施要領に違反した場合。
- (5) 公正を欠いた行為があったとして委員会が認定した場合。
- (6) その他、委員会が本応募要領に違反すると認める場合。

## 11. 契約に関する事項

委員会における最高得点の者に、契約の優先交渉権を与える。優先交渉権者と業務内容及び金額について再確認を行い、随意契約を締結する。

ただし、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果が次点の者を受託候補者とする。

なお、当委託業務の性質上、企画提案内容の実施に向けて細部における検討・調整が必要となる可能性があることから発注者と優先候補者の協議後、協議内容を含めた費用見積書の提出、確認を行った上で、契約金額を決定することとする。

## 12. 契約保証金の納付

地方自治法施行令第167条の16第1項及び笠間市財務規則第141条の規定により、契約保証金の納付を求めることがある。

## 13. その他

- (1) 提出された書類は、いかなる理由によっても返却しない。
- (2) 提案書の作成に使用する限り、応募者は市に対して、市がふるさと納税ポータルサイトに掲載している返礼品の画像提供を求めることができる。
- (3) 提案書提出後、市から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (4) 応募者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施するものとする。
- (5) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべてにおいて市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。

(6) 受託者は、契約締結から業務開始の契約履行までに、市が実施する返礼品提供事業者に対する説明会に出席し、今後のスケジュール等を示し、円滑な業務開始を行うための準備を行うこと。

#### 14. 問い合わせ先

笠間市役所 政策企画部企業誘致・移住推進課

移住グループ ふるさと納税担当

〒309-1792茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL0296-77-1101 (内線591) FAX0296-77-1324

電子メール[furusato@city.kasama.lg.jp](mailto:furusato@city.kasama.lg.jp)